

組織の概要 (企業用)

会社名 日本テクノ株式会社

所在地	〒229 0033 神奈川県相模原市鹿沼台 2-17-18 ソーラーパワービル TEL:042-730-3849 FAX:042-730-3012 E-mail:fujimoto_yuri@n-techno.co.jp		
ホームページ	【日本テクノ】 http://www.n-techno.co.jp 【環境市場】 http://www.kankyo-ichiba.jp		
設立年月	1995年 4月		
代表者	代表取締役社長 馬本 英一	担当者	人事総務部 藤本 裕理
資本金	2億1,054万円	従業員数	320名
沿革	1995年に日本テクノ株式会社を設立。それまで政府の外郭団体である財団・社団法人によって独占されていた電気保安業界に独自のビジネスモデルを確立し、96年に民間として初参入を果たしました。現在、民間企業で売上・シェア率ともに業界第1位。(矢野経済研究所調べ)		
事業概要	業種や規模を問わず高圧電気を使用する事業者へ向け、電気保安管理、電気工事、電気料金削減コンサルティング、ESCO事業、電力販売など電気・電力関連のトータルソリューションを提供いたしております。		
環境に関する活動実績	<p>2005年7月 環境をテーマにした広報誌「環境市場新聞」の年4回発行</p> <p>2005年8月 「チーム・マイナス6%」に参加</p> <p>2005年9月 環境をテーマにしたウェブサイト「環境市場.jp」を開設</p> <p>2006年2月 「ISO14001」を取得</p> <p>2006年3月 太陽光発電を利用した自社ビル「ソーラーパワービル」を設立</p> <p>2006年11月 「ESシステムDNA」販売台数1万5千台突破 電気需要量の監視・警報器(デマンドセンサー)であり、24時間ユーザーの電気設備の安全を監視する装置</p> <p>2006年12月 「地球環境に優しい“ENERGY”」をテーマにした2007年度版日本テクノオリジナルカレンダーの発行</p>		

売上高(17年度) 45億6,300万円

政策の分野

- ・ 地球温暖化の防止

政策の手段

- ・ 技術革新

団体名：日本テクノ株式会社

担当者名：人事総務部 藤本裕理

政策の目的

日本の温暖化ガス排出量削減目標の達成は難しく、産業部門の排出量もさることながら、家庭部門の排出量は4割も増えてきている状況です。日本経済の成長を奪う地球温暖化の問題は企業にとっても避けて通れません。そこで、企業内の省エネルギー活動を社員主体で行い、社員の環境意識を向上させ、産業部門、家庭部門ともに温暖化ガス排出量の削減を目指します。

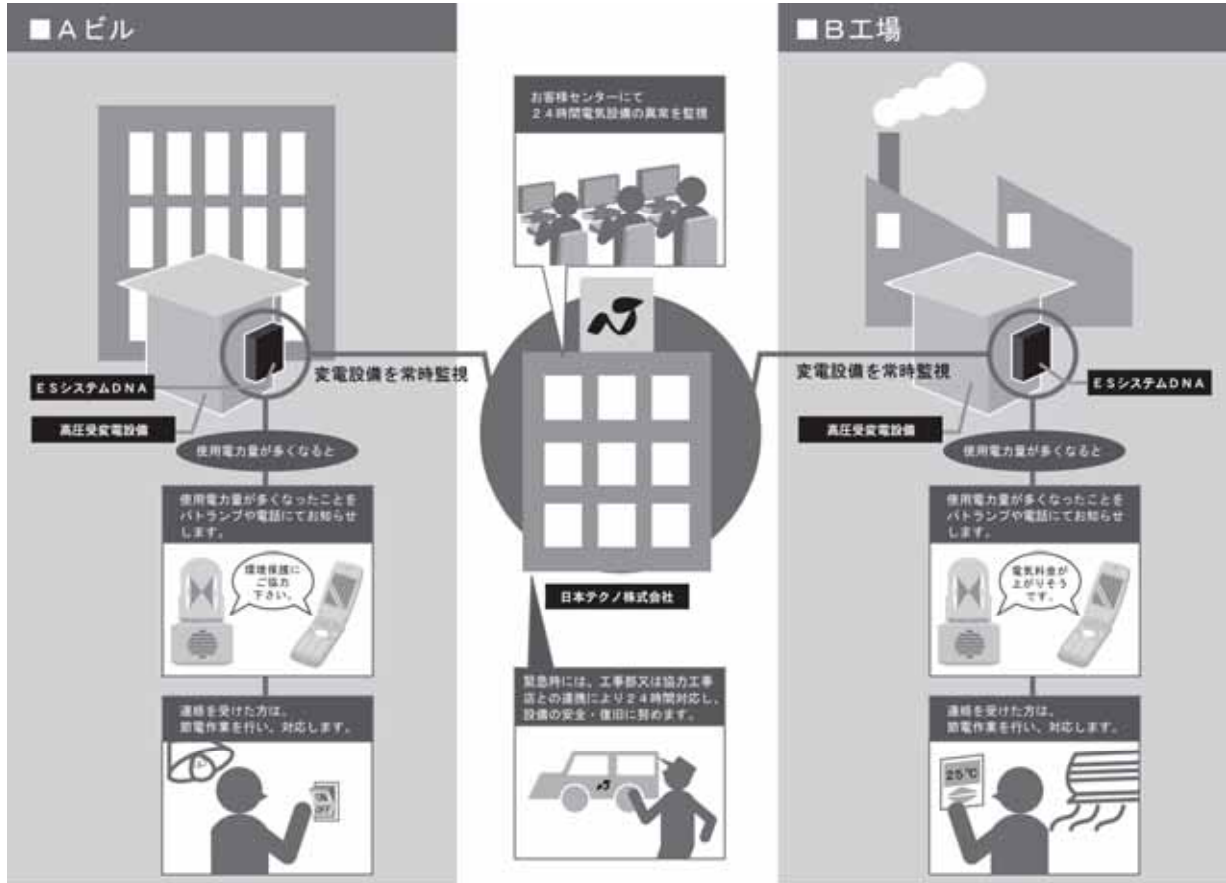
背景および現状の問題点

「京都議定書」により、日本に義務づけられた温暖化ガスの排出量削減目標（1990年度比の6%削減）の達成が非常に難しくなっており、現在では、2005年度の排出量実績は逆に90年度比に対して8.1%増え、排出量削減目標達成には14.1%の削減が求められています。（1）そのような中で、産業部門の温暖化ガスの排出量は、05年度に90年度比の3.2%を削減することが出来ましたが、目標には遠いのが現状です。それに、景気回復による生産拡大で電気の使用量が増加し、二酸化炭素（CO₂）の排出量に歯止めがかからなくなっています。さらに深刻なのは、家庭部門の排出量が90年から05年の間に約4割も増えてきていることです。しかし、政府は家庭への有効な排出抑制を見出せていません。（2）

政策の概要

日本テクノは、工場や商業施設などの業種や規模を問わず高圧電気を使用する事業者へ向け、電気保安管理、電気工事、電気コンサルティング、ESCO事業、電力販売など電気・電力関連のトータルソリューションを提供している企業です。とくに、日本テクノの主力製品である「ESシステムDNA」は、高圧受変電設備を24時間、365日見守り、保安管理の要として、安全を提供してまいりました。その「ESシステムDNA」は、省エネルギーに対応した製品でもあります。しかし、この製品は、自動的に電力の削減や、電気の使用量を抑えるものではありません。この製品の省エネルギー機能であるデマンド警報は、使用電力量が多くなったことをお知らせして、ユーザーに節電行動を促す機能です。私たちには電気が今までより多く使用されているか、気がつくことが出来ません。そこで、ユーザーの設定した電力設定値を使用電力量が超過すると、音声メッセージ付きパトランプの作動もしくは、社内指定連絡先へ自動音声にて「電気料金が上がりそうです。」や「環境保護にご協力ください。」という連絡が入ります。連絡を受けた社員は、電灯を消すことや、エアコンの温度を1℃変えるなどの節電への対応作業を行います。使用電力量の判定は、1分ごとに行われ、設定値を下回り節電行動が達成された場合は、パトランプは消灯し、指定連絡先への連絡も止まります。自動的に行われる省エネルギー製品とは違い、人々に電力量超過を知らせ節電を促し、行動をとっていただくことにより成り立つこの省エネルギー製品は、手間はかかりますが、その電灯ひとつ、そのエアコン1台がどのくらいの電力を使用しているか、警報が止まることで自分の節電行動が省エネルギーにつながったことなどを実感することができ、その節電行動が習慣となり、社員一人ひとりの環境意識が向上していくことを目的としています。そして、その良い習慣は家庭生活でも反映されるのです。それによって、政府でも有効な温暖化ガス排出抑制を見出せていない家庭部門の排出量削減を解決させることが可能となり、未来ある地球環境の中で、企業がさらなる成長を遂げることを目指しています。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

この提案書は、企業が社員の環境意識を育むことで、企業の温暖化ガス排出量の削減つまりは産業部門の削減と、社員の環境意識向上で家庭生活にも反映することによる家庭部門での削減を目指し、未来ある地球環境の中で、さらなる経済成長を望める社会を作ることを目指しています。現在、経済成長とともに膨れ上がる温暖化ガスの排出量、この状態が2035年まで続くと、干ばつや海面上昇などで2億人が難民となり、世界全体の国内総生産（GDP）の約20%相当が失われ、20世紀前半の大恐慌並みの影響が出るという予測報告があります。（3）そのような未来予測が発表されていても日本の温暖化ガス排出量の削減は厳しく、産業部門の排出量削減は、企業各社の省エネルギー努力が限界に近づき、抜本的な対策が必要とされています。さらに、家庭部門の排出量削減は90年度から05年度の間約4割も増えてしまい深刻さを増しており、家庭の環境意識の希薄さが浮き彫りになりました。しかし、日本経済の発展の為にも、企業のさらなる成長の為にも、企業は地球温暖化の抑制に取り組まなければなりません。そこで提案するのが、日本テクノの製品「ESシステムDNA」のデマンド警報機能を利用することによる社員の節電行動の習慣化です。この製品は、人々に電力量超過を知らせ、節電行動を促し、節電行動をとってもらうことにより成り立つ省エネルギー製品です。手間はかかりますが、その電灯ひとつ、そのエアコン1台などのくらいの電力を使用し、警報が止まることで自分の節電行動が、省エネルギーにつながったことを実感することができ、その節電行動が習慣となることにより、社員一人ひとりの環境意識が向上していくことを目的としています。企業は社員を主体とした環境への取組みを行うことで社員の環境意識を育み、産業部門である企業の排出量の削減はもちろん、環境意識を向上させた社員による家庭内の排出量削減のきっかけを作り、人々が大きな夢を描ける未来ある地球環境を目指します。

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

1. 企業（産業部門）の温暖化ガス排出量削減

「ESシステムDNA」のデマンド警報に促された社員が、エアコンの温度設定を変えることや電灯を消すことなどの節電活動を行うことによって、企業の使用電力量が削減され、産業部門の温暖化ガスの排出量を削減することができます。

2. 社員の環境意識向上により、家庭部門の排出量削減

「ESシステムDNA」のデマンド警報で促された社員の節電行動が習慣となり、その良い習慣により環境意識が向上し家庭内でも反映され、家庭部門の温暖化ガスの排出量を削減することができます。

3. 企業のさらなる成長と、日本経済の発展

温暖化ガスを現状のまま排出していくと、20世紀前半の大恐慌並みの影響を及ぼすとの予測がありますが、産業部門と家庭部門の環境意識が変わることで、さらなる企業の成長と日本経済の発展が望めます。

その他・特記事項

【ESシステムDNAの特長】

1. 電力自由化に対応

ユーザーの電気使用状況を「デマンド監視機能」で監視し、データを蓄積することで、電力売買用の年間電気使用状況データを取得できます。またそのデータをもとに、日本テクノが電力売買を考えるユーザーに対し具体的なアドバイス等を行う、電力自由化コンサルティングも提供しています。

2. 電気料金を削減

高圧の電気基本料金を算出する契約電力は、過去一年間における各月の最大需要電力量（最大デマンド）で決定されます。電気の使い過ぎによって現在適用されている最大デマンド値を一度でも超過すると、契約電力が上がり、向こう一年間それまでよりも高い電気料金を支払わなければならない仕組みになっています。このデマンド値を「デマンド監視機能」で監視し、過剰な電気使用を音声通知とパトランプの点灯でユーザーにお知らせします。それにより、ユーザー自らが無駄な電気使用を抑えることで、電気基本料金を年間7～20%（ ）削減することが可能になります。

電気設備状況により、削減の割合は異なります。

3. CO2を削減

無駄な電気使用を抑えることで、CO2削減につながります。環境保全を理念として掲げる事業者にもおすすめします。

4. 万全の設備安全管理

漏電、トランス温度異常、瞬時電圧低下、全停電など、高圧受変電設備の運転状況を24時間遠隔監視します。また、「ESシステムDNA」を導入した全ユーザーの高圧受変電設備を対象に、不測の電気事故に対する機器の修理代金保証など、日本テクノが提供する電気設備保証が適用されます。

5. ワンストップサービス

「ESシステムDNA」のメンテナンスはもちろん、電気コンサルティング、電気工事、設備安全監視、お客様センターでの24時間対応、保安点検業務など、すべてのサービスをワンストップで対応する体制を整えています。

【注 釈】

- (1) 2006年10月18日（水曜日） 日本経済新聞 5面参照
- (2) 2006年11月 7日（火曜日） 日本経済新聞 3面参照
- (3) 2006年10月31日（火曜日） 日本経済新聞 9面参照

組織の概要 (企業用)

会社名 株式会社 太田新之介建築事務所

所在地	〒411-0025 静岡県三島市壺町田 248-3 TEL:055-986-0037 FAX:055-986-0037 E-mail:xly01330@nifty.com		
ホームページ	http://homepage2.nifty.com/OHTA-SHINNOSUKE/index.html		
設立年月	1974年 6月		
代表者	太田新之介	担当者	池上俊之
資本金	1千万円	従業員数	3名
沿革	1974年 太田建築設計事務所設立 1980年 株式会社太田建築設計事務所 組織変更 1996年 株式会社太田新之介建築事務所 名義変更 現在に至る		
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 建築の設計及び監理、マネジメント・ 不動産の賃貸及び管理・ 前各項目に附帯する一切の業務・ 文化財登録申請業務、保存・利活用への提言・ 企画・デザイン・開発コンサルタント・ 講演、講座開講		
環境に関する活動実績	三島市 O邸(茶室) 三島市 楽寿館(登録文化財) 三島市 梅御殿(登録文化財) 三島市 隆泉苑(登録文化財) 沼津市 沼津倶楽部(登録文化財) 沼津市 S邸(昭和初期の別荘) 伊豆の国市 新井旅館(登録文化財) 鎌倉市 雪堂美術館内雪堂門(私設美術館) 上記の各所にて「木の建築みがき隊」(一般公募)を結成し、手入れ指導、和の講座を開催した。 地方の新聞、テレビ、ラジオ等メディアにて取り上げられる。		

売上高(17年度) 2千万円

政策の分野

循環型社会の構築 社会経済のグリーン化

持続可能な地域づくり 環境パートナーシップ

政策の手段

制度整備及び改正 予算・資金措置 調査研究、技術開発、技術革新 環境教育・学習
 の推進 組織・活動 人材育成・交流 地域活性化と雇用 情報管理、情報の開示と提供
 国民の参加促進 国際環境協力

政策の目的

国内外の文化財・木の建築・国富を利用した国民全員参加型の社会経済・雇用・人間性を
 含む総合的なグリーン化計画と実現に向けての取り組み

背景および現状の問題点

今、地域から動き始めている。

戦後60年を経過した現在、わが国はあらゆる意味で大きな転換点を迎えている。その背景となっているのは経済の低成長化、少子高齢化の進展、地球環境問題への対応などいわゆる成熟型社会の到来ということが出来る。建築の分野においても戦後から高度成長期にかけての量的な充足を求めた時代、更にバブル期に代表される建て替え・再開発の時代、これらの「70-時代」から、今や膨大な量となった建築資産をいかに活用していくかの「ストックの時代」に入っている。環境や景観に対する「ストックの時代」のポジティブな面を価値ある前向きと捉えて、環境・建築界の仕組みや携わる人の意識も70-からストックへの転換を図っていく必要がある。

木の建築を手入れする事は自然の摂理

かつて建築はいずれ文化財になるようなものばかりだった。人々はそれを文化の用件として捉え、国家・市民に多大な影響を与えることを知っていた。現在国内外で観光資源として使われている建築物は、皆このような考え方でつくられたものばかりである。

しかし近年、観光資源化した人類の優れた遺産には人の手が直接触れることがなくなり、ものの扱いや、手入れといった人間の生活の美と節度が失われてしまった。季節折々の荘厳や室礼・マナー・躰までも奪ったのである。物に触れる事無しに眺めるだけの状況が、保存した後の利用価値に気づかず、人の心を貧しくし、環境を破壊し、建築をも貧しくしたのである。掃除でもなければ改修でもなく人の手による手入れ。そして建物を手入れする事で、自身の環境に対する意識を内面から手入れする事で、文化的・人間的価値を以前より高める事ができる。

使わないと「もったいない」

もともと日本には自然との調和や持続可能性（サステナビリティ）を尊ぶ歴史と伝統があり、簡素であることに究極の価値を見出した茶室などの独自の文化を持っている。ストックの有効活用という地味なテーマと、粋な日本の美意識を結びつけることができれば新たな展開が期待できる。

既存を上手に使いこなす市場の形成とストック有効活用の国民的重要性

市場に送り出されたものがまだ使えるのに途中で捨てられたり、修理すればまだ十分使えるものが廃棄物として処理されることは、環境重視の経済では決して望ましいことではない。使い捨てのものと比べ、長寿命のものの資源生産性は非常に高い。日本はこれまで25年前後で木造住宅を建て替えてきた。同じ木材を使って100年持つ住宅をつくったとすると100年間で見れば、木材の使用量は4分の1で済むことになる。100年住宅によって木材という資源の生産性は4倍高くなったことを意味する。1度作られたものの寿命を延ばし永く使いこなすことは資源の節約につながり、新たなビジネスチャンスを生む。これから重要となるのは長期にわたる建物の寿命と、変化の激しい社会のニーズとタイムパソンの違いを埋める「何にどう使っていくか」といったソフト面の技術力・構想力を養っていくことである。

団体名：株式会社 太田新之介建築事務所

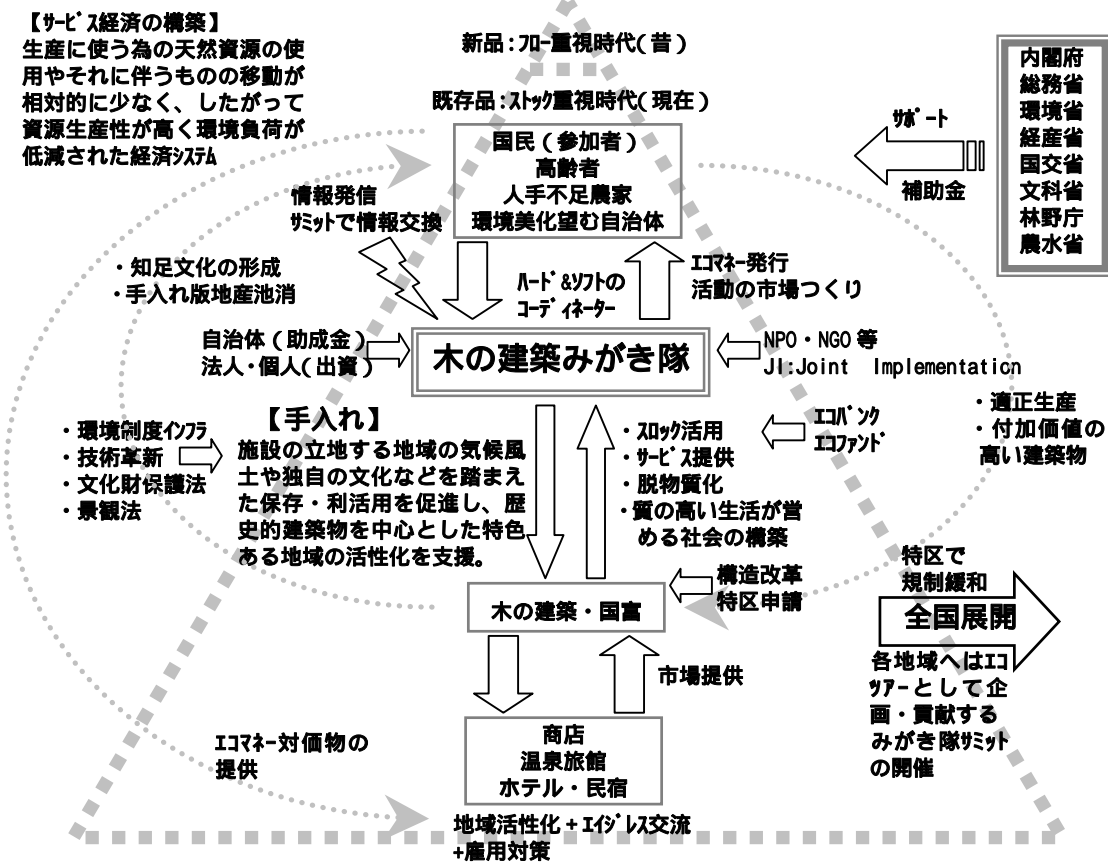
担当者名：池上俊之

政策の概要

国内外の文化財・旅館・校舎・民家等木の建築を手入れする市場の整備・意識改革

- a. いいものにいっぱい触れる。本物を見て感じ、自分の目を育てる。触れることでお掌(たなごころ)が伝わり、感じる事ができる。『手に得て心に応ず』
- b. 専門家・専門技術者を交えて手入れの指導を請うことで素材の扱いを知る。
- c. 建物は観るものから使って学ぶ場所へと意識を変えさせる。
- d. 手がけた場所の使われ方・歴史・室礼等総合的な知識を学ぶ。
- e. 意識が変わることで周辺に与える影響を理解し全てが自然環境の一部であると認識する。
- f. 現存する建物との材料・造り方・保存方法の違い等を学ぶ。
- g. 自邸の手入れを手掛けることで持続社会に対応したシステムを構築できる。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



実施地域にある木の建築の実情把握（地産地消）実施する建物は公募する。建物を管理する市の担当課との情報交換。

実施地域の環境改善ボランティアの実施状況の確認。エコツアー導入制度を組み立てる。

全国民・全世界の人々を対象としても当てはまる事業政策内容とする。

必要であれば構造改革特区の制度を利用し、文化財などの手入れをし易くするといった受け入れ体制・法の整備。国や自治体の補助・支援制度を活用する方法を調べる。

「手入れ」対象物の状態確認。「手入れ」方法の検討。

「手入れ」する建物から得られる情報の収集。

「手入れ」マニュアル・ネットワーク・システム・組織づくりと環境教育の実施内容の検討。

「手入れ」の専門技術者の募集と育成。

建物全体の取り組む長期的な対策技術を検討する。

「手入れ」終了後寝転がって天井を見上げる。（成果の確認）

「手入れ」が行われた部屋を利用して和の講座や室礼等の体験学習。

各自自宅に帰って身の周りから始められる「手入れ」の実施。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

「みがき隊」ネットワーク・国・地方自治体・文化財保護審議委員会・施設管理団体・地域住民・観光客・NPO・学生・建築関係団体・市民ボランティア・アクティブシニア等

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

新しいデジタルモデルを通じた市民ネットワーク・参加者（アクター）ネットワークが構築できる。コミュニティ・ネットワーク能力（人間の諸機能・識字・体力・学力・他の人々と交わる能力などの総体）の向上
使い方・室礼・仕舞い方・磨き方・手入れ・保存・朽ち方を学ぶことにより循環型・持続型社会の形成に寄与する。

手入れするという事は生活環境と文化をかたちづくる基本的要件と認識する。

先人の優れた遺産を継承しつつ、新たな文化を創造し発展させていくことができる。

物・事と対峙するという考えではなく、その中に在るという自然的・環境的な観を持つことができる。

造る・保存する・再利用する・環境の事を考え改修するといったこれまでの行為の次のステップとして、文化的利用価値のあるものを観賞するのではなく、それらを用いて学習し、それらが与える影響を自ら学び、全ての行為が環境の一部であるという概念の構築。

「自然力」と「人間力」の同時回復

ICマネーを導入することによる地域振興

技術・経験・歴史・日本人観を持ったアクティブシニアとのイギリスな交流を促す。

次代へ受け継ぐ精神性の構築と環境社会形成の一員となるべく意識改革の実現

伝統文化を再認識することにより、「日本人とは」という問いかけに対する答えを見出せる。

より環境負荷の少ない方法が提案でき、リデュース・リユースを実現できる。

ICマネー-効率を高めるためのストックへの設備投資も外側・内側がそれに対応していなければ大きな投資となることを理解することができる。

日本の気候風土・歴史・素材・建築が生んだ「手入れ」という技術の特許として世界に発信できる。

2004年に環境省がまとめた「民生（業務）分野における温暖化対策技術導入マニュアル」に積極的に取組むという意欲を企業に持ってもらうためのアプローチとなり得る。（経営トップの意識改革）

良質な景観形成は地元力のパラメータとなる。

その他・特記事項

このプロジェクトはチャットのどこからでも参加できる。

重点政策に掲げた統合的基盤づくりや生活環境の保全、「もったいない」の心を育む活動の一環として充分成り得る。

この提案はソト面の改革に充実を図ることを第一目的とする。

拭き掃除が人間としての教育の原点である。四つ足になり、頭を下げる、胃腸が下垂せず健康に良い事、また余計なことを考えない、理屈ではなく仕事を通した生きた体験が人間の實になるとして年齢に応じた強制的な教育が必要であるとする。

ICマネーは紙幣や硬貨のような有形通貨ではなく、携帯・インターネットに口座を開いて残高照会し、施設や店頭で置かれたパソコンの画面でマネーのやりとりをするしくみ。（無線通信システム会社の協力）

LLP（有限責任事業組合）制度を利用した手入れ技術の開発。

地域は変革の機会を捉え、地域経営という発想を持ち、自らの魅力を掘り起こし、ターゲットに対してその魅力を積極的に発信することで、選ばれる地域を目指す努力が欠かせなくなる。

組織の概要 (企業用)

会社名 株式会社 東信花木

所在地	〒 3 8 9 0 2 0 2 長野県北佐久郡御代田町大字草越 1 1 7 3 - 1 1 8 4 TEL: 0 2 6 7 (3 2) 5 8 2 1 FAX: 0 2 6 7 (3 2) 5 8 2 2 E-mail: ecolgy@toushinkaboku.co.jp		
ホームページ	http://www.toushinkaboku.co.jp		
設立年月	昭和 6 2 年 4 月		
代表者	尾台隼男	担当者	尾台隼男
資本金	2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円	従業員数	1 9 名
沿革	S 4 7 . 1 2 月 尾台隼男個人にて 植木販売を始める S 6 2 . 4 月 株式会社東信花木にて営業譲渡 S 6 3 . 5 月 資本金増設 (資本金 1,000 万円) H 7 . 8 月 資本金増設 (資本金 2,000 万円) 現在に至る		
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 植木販売・造園工事を中心に建築工事請負・ 環境土木 (カラマツ丸太舗装・スコリア舗装)・ 間伐カラマツを主材とした無垢材によるログハウスの建築業務		
環境に関する活動実績	<ol style="list-style-type: none">1 . 間伐材及び宅地造成に伴うカラマツ、スギ等を 100% 使用した無垢材だけの建築2 . カラマツを利用したカラマツ丸太舗装・フェンス3 . 自然石 (砂) 利用の温度の上がない舗装		

政策のテーマ

「地球温暖化防止対策のためのグリーン産業推進のシステム化」
 ～ 森林管理の促進と森林ゼロエミッション化の促進 ～

政策の分野

- (1) 地球温暖化防止の実現
- (2) 循環型社会の構築
- (3) 社会経済のグリーン化

団体名：

担当者名：

政策の手段

- (1) 組織・活動：事業推進のための企業・企業団体の組織化と活動システム化
- (2) 予算・資金措置：企業・企業団体の活動支援、政策推進への経済的措置
- (3) 地域活性化と「まちづくり」：グリーン産業・エコビジネスの起業と雇用促進

政策の目的

- (1) 温室効果ガスの削減政策加速により、京都議定書の実現
- (2) トリプル・ボトムラインシステム（環境・社会・経済の統合化）の構築と実践
- (3) グリーン産業の促進「森林ゼロエミッション」の確立

背景および現状の問題点

21世紀は、地球環境と人類の「持続可能な発展」を図る世紀であるといわれている。その目指すところは、環境・社会・経済活動の統合化が果される社会経済システムの確立が求められている。地球環境問題として旧くからの課題は、地球環境保全・保護、資源循環エネルギー、廃棄物処理のあり方など多岐に亘っている。とくに京都議定書締結以来、掲げられた地球温暖化防止対策の進捗はいかがであろうか。日本の温室効果ガスの削減目標6%達成は厳しい状態で、日常生活・市民活動、企業・事業所・諸団体の活動、行政・自治体の諸活動による削減活動は遅々とし、主体によっては拡大の気配である。

ここで本政策提言の主題は、議定書の「森林が吸収した二酸化炭素は温室効果ガスを削減したものとみなし、最高3.9%まで排出量から控除する（一定の条件あり）ことが可能なこと」として、その対応策として産業のグリーン化をめざすことである。

背景：

- (1) 地球温暖化対策における森林吸収源対策の推進
- (2) 温室効果ガスの削減効果としてバイオマス・ニッポン総合戦略の推進
- (3) 国際的な森林伐採の規制と国産材の需要の拡大推進
- (4) UE等の世界的環境規制の強化、有害化学物質規制、リサイクル要請の強化
- (5) シック症候群、人間の健康障害対策として、天然素材、無垢建材の活用
- (6) 森林の多様な機能の持続的な発揮のための林業政策の転換 などがある。

政策の概要

京都議定書の対象となる森林で、温室効果ガスの排出量控除が可能な態様は、1990年以降に行った新規植林、再植林、森林経営の三者である。なかでも森林管理は人工林などを手入れし、管理している森林である。樹木の伐採、間伐の後「植林」して、下刈りや除伐などの作業を行い、森林の手入を施すことで、吸収源量の確保をすることです。ところが伐採材、間伐材の処理が問題ですが、この森林伐採材を活用して資源化を図ることです。いわゆる、「森林ゼロエミッション」の推進なのです。

森林伐採から生ずる各種の現在、素材のシステムフローと類型化をみると、選木、伐採、集材、搬出の工程を経て、間伐採・伐採材から、用材、チップ材、ホダ木、樹皮、端材、木質部（根・枝）など素材がみられる。間伐・伐採材を廃棄物としないで、すべて資源化することである。その用途と考えられることは次のとおりである。

- (1) 間伐材、伐採材、用材の活用フロー：カラマツログハウス・住宅家屋建築
- (2) チップ材

- (3) 木質ペレット：燃料、炭化物
- (4) 木工材、木工品（漆器）
- (5) WF 防水木材（環境保全型木材保存処理）
- (6) その他 防霜材 菌床培地 などが考えられる。

政策の実施方法と全体の仕組（必要に応じてフローチャートを用いてください）

民間事業者、NPO、消費者諸団体と行政・地方自治体、各種地方機関等との協働化を図る。

- (1) 森林管理用の森林の選定、各種国有林、民有林地の選定 森林伐採の施策あり
- (2) 選木調査検討、伐採木選定
- (3) 伐採方法・手法
- (4) 伐採業務
- (5) 収集・搬出・運搬・貯蔵
- (6) 用途加工 各資材化建材化
- (7) 製品化建築
- (8) マーケティング・販売戦略
- (9) ネットワーク化 各種事業体の共同化
- (10) 流通・物流ネットワーク化 販売ほか
- (11) 伐採地への植林、各種管理の継続による森林の育成
- (12) 温室効果ガス削減量の認定計上が可能となる

このフローそれぞれに各種の共同化を図ることである。たとえば、

- (1) ~ (2) の段階は林野庁・県の許認可事項や民間調査機関の関わり、
- (3) ~ (5) 森林組合、林業者・造園業者、運搬・物流や倉庫事業者、
- (6) ~ (7) は製造・加工業者、建築・建設
- (8) ~ (10) は販売・サービス・メンテナンス、
- (11) ~ (12) 環境土木、造園業者、森林組合、行政の関わりなどである。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- (1) 単独事業への支援、(2) 共同化事業化を考える。

- (1) ㈱東信花木の事業態様

- 1) カラマツログハウス（ログハウス建築の特許保持と活用中）

LOHASU『ロハス＝環境と健康を重視した、持続可能な生活』の探求
天然素材無垢材使用の家 森林浴の出来る家、自然癒しの家、長生きの家
新建材無使用の家 シックハウス症候群の無い、化学物質無使用、健康保持
長野県産材の有効利用 伐採材の有効活用、残材・端材、ノコくずの活用

この家屋は、森林切り放し、放置された倒木、間伐材のカラマツ、植木で枯れた木を使用しています。本来は廃棄物となる運命の素材をすべて使用し、残材切りくずはすべて燃料にしている。

- 2) カラマツ丸太舗装材

駐車場の舗装 道路の舗装 目隠し用（東京葛飾）

東京丸の内北口の旧国鉄ビルの地下に、約100年前のカラマツが腐食せず6600本が、新ビルの地盤として残っています。

- 3) カラマツフェンス

カラマツの細くて捨ててしまう部分を使用してフェンスとして利用している。

- (2) 共同化事業の推進

- 1) 地域ネットワークの組織の結成（例）協同組合、株式会社、第三セクターなど
において明示した事業と企業事業者、NPO・各種団体、自治体との協働化
- 2) 同業業界の共同事業化、異業種との共同化、地域の業者同士の共同化を進める

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- (1) 荒廃した森林管理の活性化により、自然態系の維持復活が図られる。
- (2) 計画的、継続的な森林モデル事業の遂行により、人類にとって生きるための水源保存、動植物、自然保護が図られる。
- (3) あらゆる業界との共同化事業の拡大により、産業、建築土木業界の雇用の増進が図られる。
- (4) 木材の有効活用により、森林ゼロエミッションが図られ、環境ビジネスの拡大に寄与する。
- (5) 最大の効果は、地球環境を守り、京都議定書の日本の責任目標達成のために温室効果ガスの削減が図られること。

その他・特記事項

- (1) 森林山間地における倒木（台風等による）の放置が大洪水のダムを作ります。
大洪水、泥流、洪水、土砂流などの大災害を引き起こし、災害復旧に資金を要している。
- (2) 伐採木の放置、放棄が自然生態系の侵害、崩壊をきたします。森が荒れている。
- (3) 倒木、伐採木の活用方策がないのが現状であるが、その施策方策を我々が保持している。
- (4) 政府行政、地方自治体は、各種の政策・施策を考慮実施されていますが、今回の提言は現実に実施している業務を提言しました。伐採材、倒木材、間伐材の活用手法、ノウハウは実施確認済みであり、勿論、提言実施のための具体的な方策、詳細な経営手法は保持している。
よって、この手法は日本全国各地へ拡大が可能な施策であるといえます。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 **グループ エコライフ**

所在地	〒901-2121 浦添市内間 4-13-8 TEL:098 - 877 - 6620 FAX:098-877-6620 E-mail: onewest@nirai.ne.jp		
ホームページ			
設立年月	昭和 61 年 4 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	西江 重信	担当者	西江 一道
組織	スタッフ 4 名 (内 専従 1 名)		
	個人会員 60 名	法人会員 名	その他会員 (賛助会員等) 3 名
設立の経緯	昭和 61 年 4 月 プランエコライフを組織 廃食油を原料として石けんづくりに取り組むが上質石けんが作れず活動を一時棚上げ、主宰の個人活動期。 平成 4 年 7 月 組織をグループ エコ・ライフに改め活動を再開、以降「運動から活動へ」をきっかけ環境保全・再生活動・啓発活動に取り組む。 平成 8 年以降 十数年来訴え続けてきた総合的な環境学習センターを設置運営すべく取り組む。		
団体の目的	地球環境の保全・再生活動を通して、自己の社会性を高め、地域社会の新たな精神文化の構築に寄与する。 限りある資源を大切に使い、環境保全の生活実践を心がけ、かけがえのない地球を後代に引き継ぐための活動を行う。		
団体の活動プロフィール	主な事業 現在 総合的な環境学習センター整備中 平成 18 年 11 月 2 市 2 町 5 村の担当者に「バイオマス・ニッポン総合戦略」について勉強会を実施 平成 18 年 10 月以降 国の農村景観・自然環境保全再生パイロット事業の指定を受け、“田んぼの学校めだかの学校”の環境調査・環境改善等を実施 平成 15・16・17 年度「環境学習・体験活動」指導者養成講座実施 平成 16 年 9 月「世界自然遺産セミナー実施」 平成 14・15 年度「『川と海と里と森』生きがいづくり知恵つたえ」プログラム実施 平成 12・13 年度「“生ごみ”で地域づくり人育て文化創り」プログラム実施 平成 11・13 年度「雨水による水辺ピオトープづくり」プログラム実施 平成 13 年度 表土流出抑制型畑地造成の実証 平成 13 年度以降毎年 4 回「田んぼの学校・めだかの学校」プログラム実施 主な政策提言 平成 18 年 伊平屋村へ「循環と共生・持続可能なコミュニティを求めて」を提案 平成 17 年 那覇市へ 21 世紀の始発駅「循環型社会の醸成・新たな文化の萌芽」をめざす実証事業提案 平成 16 年 沖縄県・浦添市へ「牧港川の再生と河畔林の保全について - 川の記憶 水の物語 - 」を提案 平成 13 年 沖縄県国頭村に「国頭『めだかの里』づくりにむけて」提案 平成 12 年 北部市町村会に「北部広域のごみ問題解決のために」を提案 平成 12 年 那覇市・浦添市・久賀町に「生ごみで福祉のまちづくり、人育て、文化創り」循環型社会の構築に向けて を提案 平成 9・12 年 林野庁・林政審へ「間接林業 持続的林業と国土保全のために」を提案		

活動事業費 (平成17年度) 3,528,858 円

政策のテーマ

新たな制度と社会的しくみの創出による未利用バイオマス資源の
総合利用の実証

- 政策の分野
- ・地球温暖化の防止
 - ・循環型社会の構築
- 政策の手段
- ・制度の整備・社会的しくみづくり
 - ・技術革新
 - ・地域活性と雇用

団体名：グループエコライフ

担当者名：西江 重信

政策の目的

経済的インセンティブとマーケットの手法により、未利用バイオマスを収集する斬新なしくみを構築し、多様な資源化の実証をとおして地域の課題解決を図り、戦略的産業の創出により農山漁村と都市の活性化に寄与するモデル的事業の実証。

背景および現状の問題点

- ・莫大なエネルギーをかけ、有限な地下資源を海外から輸入しているが足元にある貴重なバイオマス資源は、エネルギーをかけ焼却している。廃棄系・未利用系バイオマス資源の有効活用の取り組みもあるが、一般化、事業化にはまだ遠いという見方が共通の認識であると理解している。
- ・生ゴミは収集が困難だという理由で、集落排水事業や都市域のゴミ処理施策では資源化に向けた挑戦的な取り組みは無い。生活領域から出るバイオマスの資源化という大命題の解決は廃棄物行政では限界があると認識している。
- ・「バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業」の見直しにかけられた 地球温暖化防止 循環型社会の形成 戦略的産業の育成 地域の活性化という支点、化石資源依存型の社会からバイオマス利用型の社会へというパラダイムのシフトを担保する新たなしくみづくりが求められているのではないか。

政策の概要

未利用バイオマスの総合利用に向けて、排出者・事業者・行政、三者の役割と責務を定め、社会化を誘導するための社会的、制度的しくみを創出し、三者の努力と協働が報われることによって、持続可能な循環型社会の創造をめざす。

1 「三つ葉 イニシアチブ」文化の醸成 - おもいの葉 地球との約束の葉 次代へ伝える葉 -

生ゴミ排出者は減らす工夫と分別排出の徹底 国・自治体は施設整備と制度・社会的しくみづくりへの関与・施設の整備 事業者は適切な収集と完全資源化、戦略的産業創出への挑戦。各主体の役割と責務にとどまらず、そこに込められた理念性・メッセージ性も含めて、合意形成を図る啓発活動、モデル実証をとおして社会化をめざす。

2 「新・ゴミゼロ2倍速(5:3:2)の原則」の構築 - おもいをかたちにするしくみ -

行政が支出するゴミ処理費のうち生ゴミ処理に相当する費用の10分の5を事業者、10分の3は行政の支出減とし、10分の2は「バイオマス・ニッポン総合戦略事業」を加速推進させるための啓発・調査・研究と分別資源化に協働した住民への還元にあてる。各主体への還元の割合と、収集・資源化の手法については、それぞれの地域の状況に応じて多様なあり方が構築できる。

3 「三汗四恩」の社会的法則の創出実証 - 汗のち希望・社会的法則の発明 -

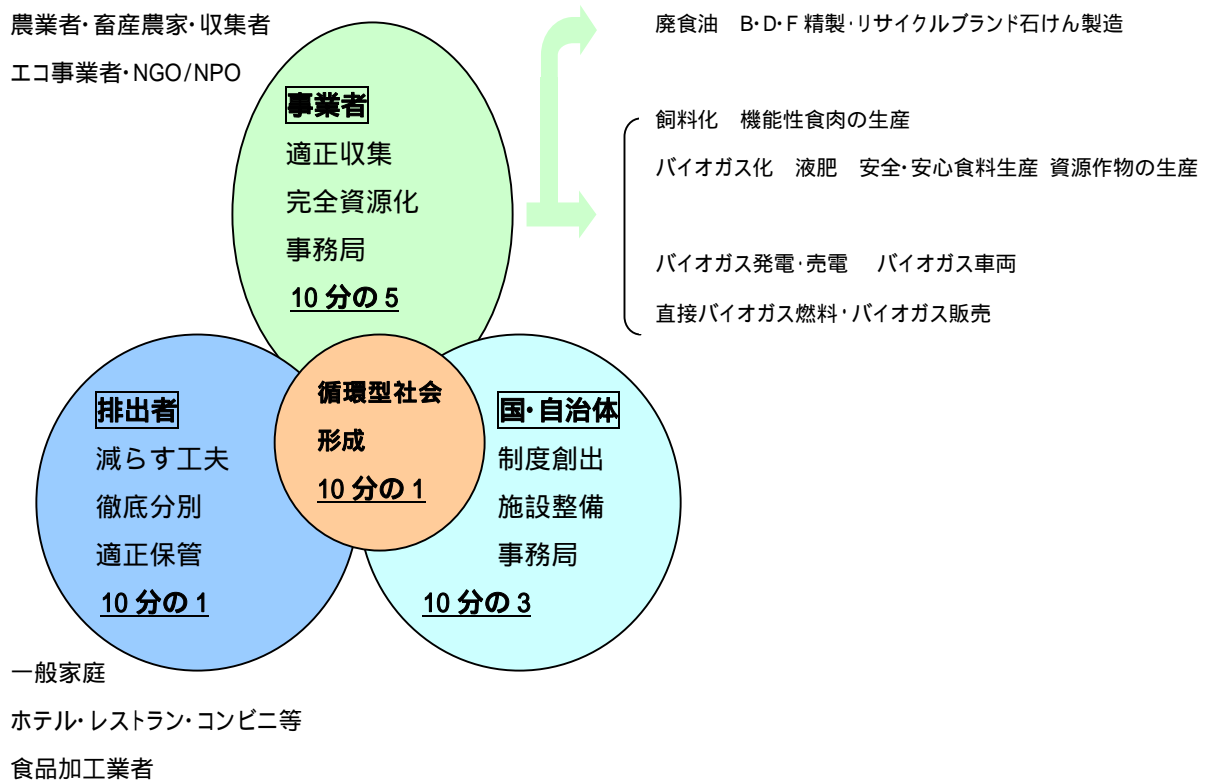
「三つ葉イニシアチブ」の文化醸成を進め、「新ゴミゼロ2倍速の原則」を構築することによって、事業者は収入を得、住民は何らかの還元があり、行政は財政支出減が図られ3者が

3様に徳を積むことによって得もする。さらには循環型社会の実現につながり、みんなが知恵を出し、少し汗を流すことによって成熟した社会の醸成も夢ではなく、結局は社会も含めて4者が恩恵を受ける、「三汗四恩」のしくみを創出実証する。

4 「石けんと洗たく板」活動の展開

親子で、切端材で小さな洗たく板を作り、廃食油で作ったりサイクルブランド石けんで、自分の靴下や下着類は自分で洗たくする習慣を提案し、循環型社会の形成と新しい文化の萌芽をめざす象徴的な運動として展開する。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
 「バイオマス・ニッポン総合戦略」を担保するための制度と社会的しくみのフロー
 - 三つ葉イニシアチブ 新・ゴミゼロ2倍速(5:3:2)の原則 三汗四恩の法則 -



政策実施の考え方

- ・ 廃棄系・未利用系バイオマスを、経済的インセンティブの構築、マーケット手法の創出、ポランティア文化の醸成を図り、新産業のエネルギー・原料の確保という視点で制度的社会的しくみを創造する。
- ・ 収集したバイオマスのうち飼料に適さないバイオマスと家畜の排泄物でバイオガスを発生させ、残液は上質の液肥として安心安全な食料の生産と反収増を図り、「食料・農業・農村」の活性化につなぐ。
- ・ これらのバイオマスは、足元にあるかけがえのない資源であることの認識を共有し、資源だから排出者から収集費を徴収しないことを原則とする。廃食油については、対価の発生も考慮する。

排出者の役割

- ・ 排出者は、減らす工夫を心がけ、食べ残し、食品残渣からビニール、ホッチキス等を取り除いて所定のストックボックスに保管する。
- ・ 廃食油については植物性と動物性を分別して出す。「せっけんと洗たく板」運動を事業者と協働で取り組む。

事業者の義務

- ・ 事業者は収集にあたって、衛生・環境に配慮し、毎日収集することを原則とする。
- ・ 収集したバイオマスを完全に利用し、新たな産業創出につなげる努力をする。
- ・ ホテル・レストラン・学校給食・コンビニ等から出される残渣はわりと新鮮であるので原則として家畜の飼料にする。

- ・廃食油は、植物性はB・D・F精製、動物性は上質石けんを製造し、排出者と連携して、普及を図り、環境教育のツールとして活かす。

国・自治体の責務

- ・国及び自治体は「化石資源依存型」の社会から「バイオマス利用型」の社会へのパラダイムシフトに向けて制度的社会的課題の克服に果敢に取り組む。
- ・バイオマスの利用、資源化、産業化に向けて、大小を問わず、多様な提案や試みを積極的に支援する。
- ・「バイオマス・ニッポン総合戦略」に示された「バイオマスタウン構想」を作成する協議会の早期組織化と機能進展に意欲的に取り組む。
- 「石けんと洗たく板」運動の展開 - リサイクル“ブランド石けん”を新しい文化醸成の象徴として -
 - ・リサイクル製品も品質が良くなければ普及も図られず、ライフスタイルの見直しにもつながらないということを冷厳に見据え、バイオマス資源を中和剤に使い良質の石けんを作る。
 - ・親子で切端材で洗たく板をつくり、自分のくつ下や下着類は自分で洗う習慣を培う。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

実施主体は、グループエコライフ・(有)農の駅

- ・伊平屋村の農業生産法人(申請中)、村当局に「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進をめざし協働実施に向けて提案している。
- ・今帰仁村に働きかけている。
- ・那覇市に提案している。

政策の実施により期待される効果

- ・「バイオマス・ニッポン総合戦略」を加速するための戦略的で、しかも現実的なしくみであると考える。
- ・都市問題の解決、都市と農山漁村の共生・対流、地域の自立活性化に寄与するものと思っている。
- ・循環型社会の醸成、新たな文化の萌芽をめざすうえで有効なしくみであると信じている。
- ・「石けんと洗たく運動」は、家族機能の再生、環境意識の高揚、子供の自立等その社会的・教育的効果は大きいものと考えている。
- ・「これは無理だ」「ほんとうに出来るか」といった社会的行政的性癖から羽化するために、提案している事業の社会実験の意義は大きいものと確信している。
- ・バイオガス発生後に残る残液は10倍に希釈し、上質の液肥として、農生産の反収増、安全安心な農産物の生産という今日的な課題の解決に寄与することは、小規模ながら試みられている。

その他・特記事項

- ・提案した事業の展開にあたっては、農山漁村、田園都市、あるいは都市と農村の共生・対流事業として、それぞれの環境に応じて多様で適切な手法が編み出せるものと考えている。
- ・廃棄物処理という概念では、現行のゴミ収集事業者、廃棄物処理事業者の権益・生活権の呪縛から脱出できない。
- ・収集、処理にかかわっている事業者も、提案している事業のさまざまな場面で当事者となることが可能である。
- ・バイオマス廃棄物を資源と捉えることから、分別排出の状態によって質の良し悪しの視点が出るのは常態であると考えている。したがって、収集の現場においてマーケットのしくみが生まれ、そのことによって、廃棄から出荷という効果が自然に出現することが期待される。
- ・分別の徹底、適切な保管という原則を守るなら排出する者の都合によって、例えば、包装容器等からの取り出しは事業者に委ねることも可能であり、当然何らかの対価というマーケットの考えも出るものと思われる。
- ・バイオマス資源からバイオガスを発生させる、単純化、最大効率化、低コスト化の技術開発、小規模実証はなされている。
- ・ミカンの葉を中和剤として廃食油から上質の石けんを作るプロセスを開発している。
- ・生ゴミと地域のバイオマス資源で機能性飼料の開発をしている。

団体の概要 (N G O / N P O 用)

団体名 特定非営利活動法人 N P O さとやま

所在地	〒270-0132 千葉県流山市駒木545-4 TEL: 04-7154-6788 FAX: 04-7154-6788 E-mail: y e r a@nifty.com (スペルチェックが働く為字間を開けました)		
ホームページ	http://homepage2.nifty.com/satoyama/		
設立年月	平成5年06月	* 認証年月日 平成14年07月22日	
代表者	理事長 恵良 好敏	担当者	恵良好敏 (環境カウンセラー)
組織	スタッフ 6名 (内 専従1名) 個人会員114名 法人会員 0名 その他会員 (賛助会員等) 18名		
設立の経緯	千葉県流山市のほぼ中央にあるオオタカの生息する「市野谷の森」が、つくばエクスプレスの開発でなくなる事態を迎え、この森の保全を目的にして、日本野鳥の会千葉県支部を中心に流山市と近隣の自然保護5団体を結集し、「流山自然観察の森を実現する会」を設立。平成14年に会の名前を「N P O さとやま」として特定非営利活動法人の認証を千葉県より受ける。		
団体の目的	千葉県及び他都道府県に居住する住民に対して千葉県立「市野谷の森公園」をはじめとする里地里山の保全活動を行い、生物多様性を維持再生することによって人と自然の触れ合いや学習の場を提供し、農林業の体験及び援農等を企画運営することにより農林業関係者と市民との橋渡しをし、また関係する個人及び団体のネットワークを構築する事業を行い、それらを通して環境の保全の枠を超えて、社会教育の推進、まちづくり、里山文化の継承や子どもの健全育成など広く公益の増進に寄与する。		
団体の活動プロフィール	平成5年6月：流山自然観察の森を実現させる会設立。同7月：千葉県、流山市他と市野谷の森情報交換会始める (以後7年間にわたる)。同12月：千葉県、都市公団とオオタカ生態調査始まる。平成6年8月：「流山市で見られる野鳥」絵はがき発行。平成7年1月：第5回オオタカ保護シンポジウム開催 (日本オオタカネットワークと)。同9月：「流山自然観察の森保全構想案」を千葉県へ提出。平成8年7月：千葉県市野谷の森25haの保全を発表。同7月：「オオタカが舞うまちづくり案」千葉県へ提出。平成9年11月：日本野鳥の会と「蘇れ！里山シンポジウム」開催。同11月：「オオタカのすむ市野谷の森」出版。平成10年3月：「市野谷の森と流山の野鳥展」流山郵便局で開催。同3月：北野道彦賞受賞。同11月：第7回ちば環境文化賞大賞受賞。平成14年4月：特定非営利活動法人N P O さとやま設立、同7月：千葉県の認証受ける。平成18年4月：理事長恵良好敏が「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰受ける。同8月：第13回コカ・コーラ環境教育賞受賞。		

活動事業費 (平成17年度) 1 , 4 4 5 千円

政策のテーマ 生物多様性国家戦略にある生態的ネットワークの実現

政策の分野

- ・ 自然環境の保全
- ・ 持続可能な地域づくり

団体名：特定非営利活動法人 NPOさとやま

担当者名：恵良 好敏

政策の手段 法律及び国際条約の制定・改正または司法的解決

政策の目的

生物多様性国家戦略第2章第1節の重要地域の保全と生態的ネットワーク形成を実現させるための方策として、都市公園法にある都市公園の種類「緑道」に生態的ネットワークの概念を重ねて国土交通省と提携されて、生物多様性の維持と再生を主眼とする生態的ネットワークの都市域での実現を図ることを目的とします。

背景および現状の問題点

都市公園法では「緑道」は災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として復員10 - 20mを基準として配置するとして都市再生の有効な手法と考えられていますが、現状ではあまり進展がみられていません。しかし、都市近郊の里地里山といわれる環境は開発が進み、生物多様性を危うくしています。都市基盤整備に際しても、緑道の整備は進んでいません。更に都市のヒートアイランド化に拍車がかかっています。都市気候の専門家の間では、緑のもつヒートアイランド抑制効果が新宿御苑等の温度調査で解明され、緑を繋げることでヒートアイランド化が防げると言われています。

政策の概要

環境省と国土交通省が提携されて、都市基盤整備や都市再生に際して、緑道すなわち生態的ネットワーク整備を義務付けるような施策を施行され、災害時における避難路であると同時に生態的ネットワークであり、川や水路、湖沼、海や湿地と繋げ、水と緑の回廊（コリドー）の機能を持つ都市生活者の健康増進に寄与するアメニティあふれるまちづくりが可能となる施策提案です。自動車社会を反映して日本全土に道路が網の目のように張り巡らされ、20世紀の公共事業といえば道路建設でしたが、21世紀の公共事業は生物多様性が維持される美しい国・日本の維持と再生事業です。これからの時代は本当の豊かさ、本当の美しい日本の姿の追求です。日本の都市域の全てに災害時には避難路になると同時に生物多様性に溢れた「緑道＝生態的ネットワーク」が整備されると、野生生物と人とが共生できる快適な暮らしが保障された美しい日本の再生が可能です。

- 1) 新規都市開発や都市再開発に整備することが義務づけられている雨水を一時的に貯留する調整池と同じように「緑道＝生態的ネットワーク」の整備を義務づけられる。
- 2) 見直し中の生物多様性国家戦略に「緑道＝生態的ネットワーク」行動計画の検討。
- 3) 国土交通省のヒートアイランド政策大綱にある「水と緑のネットワーク」、美しい国づくり政策大綱の「緑の回廊構想」、国土交通省環境行動計画にある水と緑のネットワーク化計画、国土と環境を考える委員会提言にある「エコロジカルネットワーク」概念と、環境省の生態的ネットワーク概念を統合し、実現可能な政策の検討。
- 4) 都市域での生態的ネットワークを「緑道＝生態的ネットワーク」とし、日本列島を縦断する水と緑のネットワーク（エコロジカルネットワーク）とは区別します。
- 5) 今回の提案は都市域の「緑道＝生態的ネットワーク」に絞った提案とし、生物多様性重要地域の保全と日本を縦断する水と緑のネットワークについては、次の機会に提案いたします。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
生態的ネットワークの実現

1、環境省と国土交通省の概念の統合（「」内の言葉が概念を表します）

環境省	国土交通省
* 生物多様性国家戦略 「生態的ネットワーク」	* 美しい国づくり政策大綱 「緑の回廊」
	* ヒートアイランド政策大綱 「水と緑のネットワーク」
	* 環境行動計画 「水と緑のネットワーク」
	* 国土と環境を考える委員会提言 「エコロジカルネットワーク」
	* 都市公園法 「緑道」

- 2、都市域での生態的ネットワークを「緑道 = 生態的ネットワーク」とし、都市整備手法として位置づける政策の策定を環境省と国土交通省の提携でお願いします。都市基盤整備に際しては、「緑道 = 生態的ネットワーク」が義務づけられるよう生物多様性行動計画政策の実現を要望します。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

環境省と国土交通省が提携されて、生物多様性が維持された真に美しい国の実現に向けて都市域での「緑道 = 生態的ネットワーク」の実現を生物多様性行動計画のひとつとして立ち上げるようお願いします。

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

緑道 = 生態的ネットワークができると次のような効果が期待できます。

- 1) 生物多様性の維持と再生
- 2) 災害時における避難路の確保
- 3) 常緑樹を連続して植えると災害時の防火帯の役目も担える
- 4) ヒートアイランド現象の抑制
- 5) 緑の基本計画を持つ自治体の緑地確保目標の達成及び緑比率の向上の方策になる
- 6) グリーンチェーン戦略を持つ自治体の有効な手法になる
- 7) 散策路を設けるとウォーキングやジョギングができ、健康増進につながる
- 8) お年寄りや障害をもつ人達に安心してくつろげる場所を提供できる
- 9) 植物が発散するフィトンチッド効果で心の癒しと健康増進になる
- 10) 植物のもつセラピー効果を利用できる
- 11) 200から500m間に小さな池を配置するとトンボやカエル等の水生小動物の移動や遺伝子交流を助ける
- 12) 美しい国・日本が都市の隅々にまで再生される
- 13) 身近に自然との触れ合う場ができる
- 14) CO2を吸収することにより地球温暖化の抑制につながる

その他・特記事項

多分、生物多様性国家戦略の次のステップである行動計画が進められていると推測しますが、生態的ネットワークの推進には国土交通省との提携が必要不可欠だと思います。国土交通省におかれては、いろんな政策の中に水と緑の回廊や水と緑のネットワークやエコロジカルネットワークが出てきますから、なくてはならない政策のひとつとの認識はできていると推測しますので、ぜひ省庁の壁を越えて実現をお願いします。